

配偶者や交際相手など
身近な人からの暴力に悩んでいたら
まず電話で相談してください。
(性別を問わずご相談いただけます。)

相模原市配偶者暴力相談支援センター (DV相談専用電話)

☎042-772-5990

相談は無料
相談の秘密は
守ります

毎日10:00~17:00

火・木は18:00まで (毎月第4月曜日、年末年始を除く)

センターでは、こんな支援を行います。

- 配偶者等からの暴力に関する電話相談
- 問題解決に向けた各種制度等の情報提供、
アドバイス、関係機関等の案内
- 緊急な場合の被害者の安全を確保するための相談
- 「保護命令制度」についての相談



※緊急時 (事件発生時) は110番してください。

▶ その他の相談窓口はこちらです (年末年始、休館日を除く)

相談機関	電話番号	開設日・時間帯等
神奈川県配偶者暴力相談支援センター 女性対象	女性相談員 による相談	0466-26-5550 9:00~21:00 (土・日は17:00まで) ※祝日を除く
	多言語による相談 For Foreigner	090-8002-2949 English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, Tagalog, Thai 月~土 10:00~17:00
	女性への暴力相談 「週末ホットライン」	045-451-0740 土・日 17:00~21:00 祝日 9:00~21:00
男性対象	被害者の方の 相談	0570-033-103 月~金 9:00~21:00 (祝日を除く)
	DVに悩む方の 相談	0570-783-744 月・木 18:00~21:00 (祝日を除く)
一般社団法人 神奈川人権センター DVに悩む男性の ための電話相談	045-758-0918	毎週月曜日 11:00~16:00 (祝日実施)

※面接相談については、お電話でお問い合わせください。



ひとりで悩んでいませんか？
がまんしないでご相談を！

相模原市配偶者暴力相談支援センター

相模原市人権・男女共同参画課
042-769-8205

発行 令和2年4月1日

暴力は許されません!!

DVは、配偶者や恋人など親密な関係にある人、又はあった人からの暴力のことです。暴力は、誰に対しても決して許されるものではなく、重大な人権侵害であり犯罪行為です。たとえ、家庭内の問題であっても許されません。

▶あなたは、こんなことをされたことはありませんか？

身体的暴力

- 殴る ● 蹴る ● 首を絞める ● 髪を持って引きずり回す
- 包丁で切りつける ● 階段から突き落とす ● 熱湯をかける
- タバコの火を押し付ける

精神的暴力

- 暴言を吐く ● 脅かす ● 何を言っても無視する ● 家から締め出す
- 大切にしているものを捨てる、壊す ● 夜通し説教をして眠らせない

社会的暴力

- 外出や、親族・友人とのつきあいを制限する
- メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する

性的暴力

- いやがっているのに性行為を強要する
- 見たくないポルノビデオ等を見せる
- 避妊に協力しない

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 勝手に借金を作り、返済を強制する

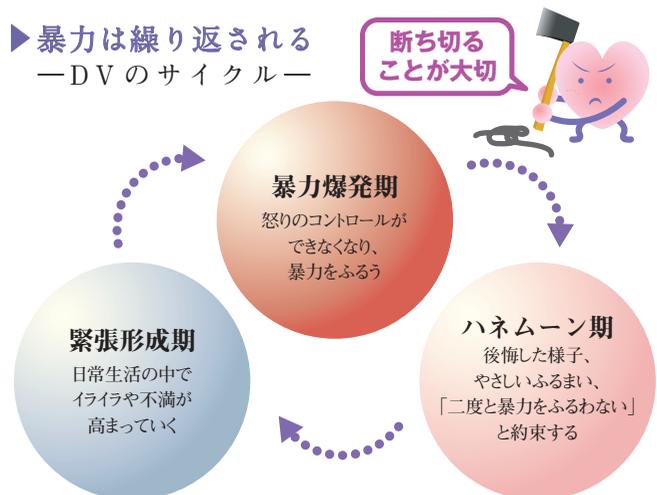
子どもを利用した暴力

- 子どもに危害を加えると言って脅す
- 子どもの前で暴力をふるう

これらは、
すべて
DVです。



▶暴力は繰り返される — DV のサイクル —



▶DVの影響は？

○被害者に与える影響

被害者はケガや傷などの身体的な影響を受けるにとどまらず、心の傷となりPTSD（心的外傷後ストレス障害）に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。その結果、不眠、頭痛、動悸、下痢、胃痛などの身体的症状にあらわれることもあります。

○子どもに与える影響

子どものいる家庭では、子どもが直接的な暴力を受けたり、暴力を目撃したりすることにより、子どもの心身に影響があらわれることがあります。

※児童虐待防止法では、子どもの目の前で配偶者に暴力をふるうこと（面前DV）は子どもへの虐待に当たるとされています。



▶DV防止法があなたを守ります！

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）の中で、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であるとしています。相模原市では、この法律を基に、市町村基本計画として「さがみはらDV対策プラン」を策定し、切れ目のない被害者支援、DVの根絶を目指し施策に取り組んでいます。

▶もし、あなたがDVに悩んでいたら、まずご相談を！

「家庭内の問題だから」「自分にも悪いところがある」とひとりで背負い込まないで、まず相談してください。誰もが暴力を受けない安全で安心な暮らしをする権利があります。

▶もし、DVを発見したら

法律では、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報するよう努めることとされています。これは、社会全体が被害者を早期に保護するためです。

